

厚生労働省 消費税転嫁対策相談窓口

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

代表番号：03-5253-1111（受付時間：祝祭日を除く月曜日から金曜日の9時30分から18時15分）

| 相談内容 | 担当部局 | 電話連絡先 |
|---|------------------------|--------------|
| ○一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業等に関する事 | 医政局総務課 | 03-3595-2189 |
| ○病院、医療に附帯するサービス業に関する事 | 医政局医療経営支援課 | 03-3595-2261 |
| ○医薬品卸売業、医療用卸売業、ドラッグストア等に関する事 | 医政局経済課 | 03-3595-2421 |
| ○生活衛生業、上水道業に関する事 | 医薬生活・衛生局生活衛生・食品安全企画課 | 03-3595-2326 |
| ○消費生活協同組合に関する事 | 社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室 | 03-3595-2615 |
| ○厚生労働省に関する事のうち、上記の5窓口以外に関するもの（職業紹介・労働者派遣業、老人福祉・介護事業、児童・障害福祉事業等） | 政策統括官政策統括室 | 03-3595-2159 |